

はじめに

学校長入江克己

本校では平成4年度から6年度までは「発達と障害に応じた教育をめざして～コミュニケーションに視点をあてて～」とのテーマのもとに研究を進めてまいりましたが、平成7年度からは新たな基本テーマ「『生活を楽しむ子』をめざして一題材の選定と支援の工夫」を柱に、各学部毎に「興味を持ちながらいきいきと活動する子～発達段階と個性を大切にした題材の選定と援助の工夫～」（小学部）、「自分なりのめあてを持って、自らの活動を楽しむ子～一人ひとりが主体的に参加し、楽しんで取り組む題材の選定～」（中学部）、「自分の考えを持ち、活動のなかに喜びを見いだす生徒～一人ひとりの思考過程を大切にし、活動のなかに喜びが生まれる指導の工夫～」（高等部）というテーマを設定し、研究と実践に取り組んでまいりました。本年の2月には、ほぼ2年にわたる実践研究の成果の一端を公開し、県下の先生方にから貴重な多くのご教示をいただくことができました。

本年は、昨年の基本テーマによる研究の最終段階（3年次）を迎える、各学部ごとに「興味をもちながら 生き生きと活動する子」（小学部）、「自分なりのめあてを持って 自らの活動を楽しむ子」（中学部）、「自分の考えを持ち 活動のなかに喜びを見いだす生徒」（高等部）というテーマを設定するとともに、「作る」という単元を基本的な軸に生活単元（小学部・中学部）と選択学習（高等部）を設定し、これらの実践研究は、最終的にはそれぞれの発達段階に即応した「自分づくり」という命題に集約されています。

自分づくりとは、単に身辺の自立を意味するばかりでなく、言い換えれば自己実現、さらにはアイデンティティーを確立し、自己確認をしていく過程であると言えます。人間は言語、文化、芸術、自然、社会（集団）といったあらゆる意味深い対象的世界に積極的に働きかけ、自己の能力を表出することによって交感しながら、さまざまな能力を発達させていく過程にほかならないと思います。それは決して刺激一反応といった機械的な過程ではないはずです。

1989年11月20日に国連総会で採択され、わが国でも1994年4月22日に批准し、同年5月22日に効力をもつようになった「子どもの権利条約」は「差別の禁止」（第2条）、「子どもの最善の利益」（第3条）、「生命への権利」（第6条）、「意見表明権」（第12条）、「障害児の権利」（第23条）、「健康・医療への権利」（第24条）、「教育への権利」（第28条）、「経済的搾取・有害労働からの保護」（第32条）等とともに、「休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加」（第31条）をあげています。本校の取り組みは、例えば第31条に掲げられているような、障害児教育をめぐる課題に応えようとするささやかな試みであると考えています。こうした本校の実践や研究が、今後の障害児教育の進展にいささかなりとも、ある示唆を与えることができれば誠に幸いです。本校の実践・研究の推進にあたり、鳥取県ならびに鳥取市教育委員会など多くの関係各位、さらには鳥取大学教育学部教官各位から多大のご支援と指導をいただき、ここに改めてお礼を申し上げます。